

# 補聴器購入費助成事業(申請・請求)の流れ

申請者

1. (申請者)対象要件の確認



2. (申請者)申請書類を準備

- ①申請書、②補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)の写し
- ③見積書、④委任状※助成対象者以外の者が申請する場合に限る。



3. (申請者→市役所)申請書類を提出



市役所



4. (市役所)交付対象要件の審査

助成対象要件に  
当てはまる



助成対象要件に  
当てはまらない



5. (市役所→申請者)

交付決定通知書・助成券の送付

(市役所→申請者)

不交付決定通知書の送付



申請者

6. (申請者)(見積書記載の)登録業者で補聴器を購入  
【購入時、登録業者への提出書類】



- ①助成券 ②助成金支払請求書兼委任状



登録業者

7. (登録業者→市役所)補聴器購入費助成金を請求(代理受領)  
【市への提出書類】

- ①助成券 ②助成金支払請求書兼委任状 ③領収書控えの写し



期限内の提出で  
書類が揃っている

市役所



8. (市役所→登録業者)

登録業者の指定口座へ  
助成金を振込み